

法人税実務事例検討

子会社株式評価損の損金算入について

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
エグゼクティブディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

非上場の子会社株式に係る評価損であっても、その子会社株式について、近い将来その価額の回復が見込まれない場合には、子会社株式評価損は損金算入できる。

事 例

当社は製造業を主たる事業とする 9 月決算法人で、関連する複数の子会社を有しておりますが、そのうち A 子会社は、数年前に当社の製造する製品の保守サービス業務を行うことを主たる目的とし、不動産賃貸業を従たる目的として金銭出資により資本金 4 億円（発行済株式 8,000 株のすべてを当社が保有しています。）で設立しております。

ところで、A 子会社の保有する賃貸ビルについて、取得価額に比較して時価評価額が大幅に下落したこと、今後の賃貸ビルの価格の急上昇も期待が少ないこと、及び不動産賃貸業は A 子会社の事業として従たる目的であることから、その賃貸ビルを第三者に譲渡することとし、多額の譲渡損が発生することとなりました。

また、A 子会社はその賃貸ビル以外には不動産は保有していないことから、今後は当社の製造する製品の保守サービス業務のみを継続する予定でありますが、多額の欠損金を抱えることとなったため、当社の保有する A 子会社株式の帳簿価額 4 億円のうち 3.7 億円を減損処理をしました。この A 子会社株式評価損は法人税の所得金額の計算においても損金の額に算入することが認められますか。

なお、A 子会社の貸借対照表及び将来の損益予想は次のようになっており、A 子会社は設立以来増資又は減資は行っておらず、今後の予定もありません。

A 子会社貸借対照表（平成 21 年 6 月期）

諸資産	140,000,000	諸負債	10,000,000
建物	800,000,000	借入金	1,500,000,000
土地	1,000,000,000	資本金	400,000,000
(合計)	1,940,000,000	未処分利益	30,000,000

A 子会社貸借対照表（平成 22 年 6 月期）

諸資産	140,000,000	諸負債	10,000,000
建物	0	借入金	100,000,000
土地	0	資本金	400,000,000
(合計)	140,000,000	未処理損失 ▲	370,000,000

※ 諸資産には含み損益なし

○ 将来の損益予想

平成 23 年 6 月期		平成 24 年 6 月期		平成 25 年 6 月期	
メンテナンス収入	100,000,000	メンテナンス収入	102,000,000	メンテナンス収入	104,000,000
人件費及び物件費	80,000,000	人件費及び物件費	80,000,000	人件費及び物件費	80,000,000
諸経費	20,000,000	諸経費	20,000,000	諸経費	20,000,000
借入利息	5,000,000	借入利息	5,000,000	借入利息	5,000,000
純利益	▲ 5,000,000	純利益	▲ 3,000,000	純利益	▲ 1,000,000
前期繰越損失	▲ 370,000,000	前期繰越損失	▲ 375,000,000	前期繰越損失	▲ 378,000,000
翌期繰越損失	▲ 375,000,000	翌期繰越損失	▲ 378,000,000	翌期繰越損失	▲ 379,000,000

I 本事例における法令等の検討

1 有価証券の評価損の取扱い

資産の評価損を計上する場合には、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時点における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています(法法 33 ②)。

また、有価証券について評価損を計上できる場合とは、次の事実が生じた場合(法令 68 ①二)であり、その計算については銘柄ごとに行うこととされています(法基通 9-1-1)。

- (1) 上場有価証券等で企業支配株式等以外のものについて、その価額が著しく低下したこと
- (2) (1)の有価証券以外の有価証券について、

その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと

- (3) (1)又は(2)に準ずる特別の事実

上記(2)の有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したかどうかは、法人税基本通達 9-1-9 (上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)において、次のように定められています。

- (1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと
 - イ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったこと
 - ロ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと
 - ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと
 - ニ 会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例に関する法律の規定による更正手続開始の決定があったこと
- (2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した

時の当該発行人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額に比しておおむね 50 % 以上下回ることとなったこと

この有価証券の価額が著しく低下した場合は、当該有価証券の当該事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50 % 相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないものをいうものとされています (法基通 9-1-11、9-1-7)。

2 国税不服審判所の裁決

国税不服審判所において、『子会社株式の価額の回復可能性の判断は、将来の回復可能性について判断するのであるから、事業年度終了の時点までの当該子会社の業況等や既に行われた事実のみで判断するのではなく、既に具体的に実行することが決定されている事業計画等がある場合には、これについても含めて判断するのが相当であるとして、子会社株式の評価損の計上は認められないとした事例』が公表されていますので、参考のためその裁決の判断部分を抜粋します (裁決事例集 No 77、281 頁)。

上場有価証券等以外の有価証券については、①当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行人の 1 株当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行人の 1 株あたりの純資産価額に比しておおむね 50 % 以上下回ること、②当該有価証券の当該事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50 % 相当額を下回ること及び③近い将来その価額の回復が認められないこ

とが必要であるが、…… (中略)

子会社の株式の価額の回復可能性の判断は、本事業年度終了の時点で行うこととなるが、将来の回復可能性について判断を行うのであるから、本事業年度終了の時までの発行人の業況等や既に行われた事実のみでなく、本事業年度終了の時までに既に具体的に実行することが決定されていた翌事業年度以降の事業計画等がある場合には、これらについても含めた上で判断することが相当であると認められる。

以上のように、国税不服審判所は、子会社の株式の評価損を計上した事業年度終了の時点において、その子会社の将来の事業計画等がある場合には、それらの将来の事業計画等を含めて、その子会社の株式の価額の回復可能性を判断すべきであるとしています。

II 本事例における取扱いの検討

1 1 株当たりの純資産価額がその有価証券の取得時に純資産価額に比しておおむね 50 % 以上下回るか

貴社は A 子会社を金銭出資により資本金 4 億円にて設立しており、その後に増資及び減資も行っていないことから、取得時の 1 株当たりの純資産価額は 5 万円 (4 億円 ÷ 8,000 株) であり、A 子会社の平成 22 年 6 月期終了の時点での純資産価額は 30,000,000 円であり、1 株当たりの純資産価額は 3,750 円 (30,000,000 円 ÷ 8,000 株) となることから、取得時の純資

産価額に比較すると 7.5% となり、50% 以上下回っていると認められます。

2 その有価証券の価額がその帳簿価額のおおむね 50% 相当額を下回るか

貴社の保有する A 子会社株式の 1 株当たりの帳簿価額は 5 万円であり、1 株当たりの純資産価額は 3,750 円であることから、平成 22 年 9 月期の期末時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50% 相当額を下回っていると認められます。

3 近い将来にその価額の回復が見込まれないか

A 子会社の事業は保守サービス業務と不動産賃貸事業でしたが、賃貸ビルを譲渡したことから、翌期以降は保守サービス業務からの収入のみと想定され、その原価は人件費及び物件費が主であり、それ以外の諸経費についても合理的な予測に基づき将来の損益予想が可能であると考えられます。

そうすると、上記 I 2 の国税不服審判所の判断にあるように、A 子会社株式の評価損を計上した事業年度終了の時点における A 子会社の将来の事業計画等を含めて、A 子会社株式の価額の回復可能性を判断したとしても、A 子会社は今後も每期若干の赤字の計上が見込まれており、平成 22 年 6 月期における未処理損失▲ 370,000,000 円の解消にはかなりの長期間を要することが想定されますので、将来の損益予想からしても A 子会社株式の価額の回復が見込まれる状況でないと思われれます。

また、A 子会社の将来の損益予想に基づき 3 年後の平成 25 年 6 月期の状況を検討すると、1 株当たりの価額は 2,625 円

(21,000,000 円 ÷ 8,000 株) であることから、その時点での予想価額 2,625 円は現在の帳簿価額の 5% 程度であることから、おおむね 50% 相当額の下落状態が継続するものと考えられます。

なお、A 子会社が増資又は減資を予定していないことから、今後の A 子会社株式の価額の回復可能性は、A 子会社の将来の損益予想に基づき検討することが合理的であると考えられますが、増資等が予定されている場合には、それらを勘案したところで将来の回復可能性を判断する必要があります。

3 結論

以上のことから、A 子会社株式の価額が著しく低下した場合に該当し、かつ、近い将来にその価額の回復が見込まれない場合に該当すると考えられることから、貴社の法人税の所得金額の計算において、A 子会社株式の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額し、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の A 子会社株式の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時点における A 子会社株式の価額との差額に達するまでの金額は、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものと考えられます。

したがって、貴社の平成 22 年 9 月期において、A 子会社株式の評価損として計上した 370,000,000 円は、法人税の所得金額の計算においても損金の額に算入されるものと考えられます。

【A 子会社の時価純資産の概要図】

